

## ○図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

## ○兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例

(図書館協議会)

第8条 図書館に、法第14条第1項の規定により兵庫県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

## ○兵庫県立図書館協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和49年兵庫県条例第31号）第8条の規定に基づき、兵庫県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が兵庫県立図書館長と協議して定める。